

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針(案)の概要

I. 認可特定保険業者の監督に関する基本的考え方

1. 平成22年の保険業法改正は、平成17年の改正保険業法(平成17年改正法)公布の際現に特定保険業を行っていた者(旧特定保険業者)のうち、行政庁の認可を受けて特定保険業を行う者(認可特定保険業者)について、その業務の健全かつ適切な運営を確保すること等により、保険契約者等の保護を図ることを目的としている。
2. 認可特定保険業者が行うことのできる特定保険業は、保険会社等が行う保険業と異なり、原則として平成17年改正法の公布時に行っていたものと同一のものでなければならないこと、認可特定保険業者が特定保険業を行うことができる期間は当分の間とされていること等を踏まえ、認可特定保険業者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保するための規制が定められており、本監督指針においては、監督事務に関する基本的な考え方、監督上の着眼点、具体的な監督手法等について体系的に整備している。
3. なお、これまでの経緯から、認可特定保険業者の実態はその態勢等の面で多種多様であることが予想されることから、本監督指針の適用にあたっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、必ずしも不適切とするものでないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。

II. 認可特定保険業者の監督にあたっての評価項目

○ 経営管理(ガバナンス)

- …認可特定保険業者の経営管理の有効性を検証
- (1) 代表理事、理事及び理事会の責任、義務
 - (2) 監事による経営監視機能
 - (3) 内部監査部門の機能、独立性の確保
 - (4) 保険計理人の役割
 - (5) 保険計理関連業務の実施
(保険計理人の選任が義務付けられていない場合)
 - (6) 審査管理体制の充実強化 等

○ 財務の健全性

- …認可特定保険業者の財務の健全性確保のための管理態勢を検証
- (1) 責任準備金等の積立ての適切性
 - (2) 早期警戒制度
 - (3) 区分勘定の設定
 - (4) 再保険に関するリスク管理態勢の適切性
 - (5) 保険引受リスク管理態勢の適切性
 - (6) 資産運用リスク管理態勢の適切性
 - (7) 流動性リスク管理態勢の適切性 等

○ 業務の適切性

- …認可特定保険業者の業務の適切性確保のための管理態勢を検証
- (1) 法令等遵守態勢の適切性
 - (2) 保険募集態勢の適切性
 - (3) 苦情処理態勢の適切性
 - (4) 利用者に対する説明責任、保険金等支払管理態勢等の適切性
 - (5) 利用者等に関する情報管理態勢の適切性
 - (6) 反社会的勢力による被害の防止
 - (7) 事務リスク、システムリスク管理態勢の適切性 等

III. 認可特定保険業者の監督に係る事務処理上の留意点

1. 監督事務の流れ

- (1) オフサイト・モニタリングの主な留意点
- (2) 監督部局間、検査部局との連携
- (3) 内部委任(監督事務は原則として財務局に委任)等
- (4) 認可特定保険業者に関する苦情・情報提供
- (5) 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 等

2. 認可特定保険業者に係る事務処理

- (1) 特定保険業の認可申請書の受理にあたっての留意点
- (2) 特定保険業の認可の審査にあたっての留意点
 - ① 旧特定保険業者と密接な関係を有する者に関する審査(申請者が旧特定保険業者ではない場合、申請者がその密接関係者である一般社団法人等であることを確認)
 - ② 特定保険業の実質的同一性に関する審査(旧特定保険業者が平成17年改正法の公布の際現に行っていた特定保険業との実質的同一性を確認)
 - ③ 財産的基礎に関する審査(特に、純資産額が1,000万円に満たない場合には、当該改善計画の妥当性等を検証する必要)
 - ④ 業務遂行能力に関する審査(特定保険業を的確に遂行するに足りる人的構成を有することを確認)
 - ⑤ 保険商品に関する審査(普通保険約款、事業方法書並びに保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれがないか等を確認)

(3) 資産の運用方法の承認にあたっての留意点

- 平成17年改正法の公布の際現に行っていた特定保険業に係る資産運用の状況等を勘案して保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものと認められるかを審査(当該運用方法を採用することについてやむを得ない理由があるか、当該運用に係る各種リスクに適切に対応できるものとなっているか等を確認)
- (4) 他業の兼業承認等にあたっての留意点
 - ① 特定保険業を適切かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがないかを審査
 - ② 他業を行う場合にあつては、特定保険業に係る会計と当該他業に係る会計が区分経理されているかを審査
 - (5) 子会社の承認にあたっての留意点
特定保険業の健全かつ適切な運営又は保険契約者等の保護の観点から問題がないかを審査
 - (6) 定款変更の認可にあたっての留意点
定款変更後においても、特定保険業の実質同一性が確保されるものとなっているか等を審査
 - (7) 説明書類の作成・縦覧等 等

2. 行政指導等を行う際の留意点等

3. 行政処分等を行う際の留意点

4. 意見交換制度